

整備計画書作成標準仕様書

1. この標準仕様書は、奈良県が市町村に委託する混交林誘導整備事業にかかる整備計画書作成に適用するものとし、市町村は、以下の各号を受注者に遵守させることとする。

(1) 整備実施箇所の選定

受注者は市町村の指定する地域の森林について、本事業において作成した森林地番図等を活用し、整備実施箇所を選定する。

(2) 森林所有者の特定

受注者は市町村と調整のうえ、選定した箇所について、混交林誘導整備事業実施要領第4の3に規定する要件を満たすことを確認するとともに、整備対象となる森林の所有者を特定する。

(3) 森林所有者への説明

受注者は森林所有者に対し、奈良県が目指すべき森林としての恒続林及び混交林誘導整備事業についての説明を行い、整備実施の意向を確認する。

(4) 協定書の作成

受注者は整備実施の意向が確認できた森林について、「混交林誘導整備事業の実施に関する協定書」（混交林誘導整備事業実施要領第1号様式。以下「協定書」という。）を作成する。

(5) 整備箇所の確定

受注者は協定書を作成した森林について、現地踏査により林況及び境界の確認を行うとともに、杭の設置や、ポケットコンパス、GNSS測位機器等による測量を行い、本事業における整備箇所の範囲を確定する。なお、整備箇所の内部に除地（岩石地、沢敷、道路敷等）がある場合、その面積を測り、当該面積が0.01ヘクタール以上ある場合は整備面積から控除する。

(6) 更新・環境整備内容の確定

受注者は確定した整備箇所において、更新箇所の位置及び範囲を検討し、杭の設置や、ポケットコンパス、GNSS測位機器等による測量を行い、更新箇所の範囲を確定する。更新箇所の位置及び範囲の検討に際しては、苗木の良好な生育を確保する観点から、午前中に日光が当たるようにすることが望ましい。

また、植栽樹種の選定にあたっては、事前に発注者と協議したうえで、地域の特性に応じた広葉樹等を選定するものとする。

間伐の方法及び本数率の決定にあたっては、伐採木の搬出や選定した広葉樹等の生育条件等を考慮のうえ決定すること。

(7) 択伐後の樹下植栽内容の確定

受注者は確定した整備箇所において、樹下植栽する樹種の選定にあたっては、事前に発注者と協議したうえで、地域の特性に応じた広葉樹等を複数種選定するものとする。

(8) 気象害等被害森林整備内容の確定

受注者は確定した更新箇所において、植栽する樹種の選定にあたっては、事前に発注者と協議したうえで、地域の特性に応じた広葉樹等を複数種選定するものとする。

(9) 植生回復困難森林への植栽内容の確定

受注者は確定した整備箇所において、植栽する樹種の選定にあたっては、事前に発注者と協議したうえで、地域の特性に応じた広葉樹等を複数種選定するものとする。

(10) 立木調査（搬出困難地においては(10)～(12)不要。）

受注者は確定した整備箇所（更新箇所がある場合はそのうちの1箇所）において、1つ以上の標準地（面積100平方メートル）を設定し、全ての立木の胸高直径を測定し、記録する。また、標準的な立木の高さを測定し、記録する。

(11) 搬出範囲の確定

受注者は確定した整備箇所において、伐採木を搬出する範囲を確定する。

(12) 搬出内容の確定

受注者は(10)の結果に基づき、確定した搬出範囲における搬出量を算出のうえ、運搬重量を確定する。

(13) 整備計画書の作成

- ① 受注者は(1)～(12)により当該年度に整備する内容を確定したとき、市町村が別に定める日までに、混交林誘導整備事業整備計画書（混交林誘導整備事業実施要領第3号様式）を作成する。
- ② 受注者は(1)～(12)により当該年度に追加で整備する内容を確定したと

き、市町村が別に定める日までに、混交林誘導整備事業変更整備計画書（混交林誘導整備事業実施要領第3号様式）を作成する。

- ③ 受注者は(1)～(12)により次年度以降に整備する内容を確定したとき、市町村が別に定める日までに、混交林誘導整備事業将来整備計画書（混交林誘導整備事業委託要領第8号様式）を作成する。

- ④ 受注者は(13)の①～③により整備計画書を作成するときは、当該計画箇所における関係法令の当該の有無について確認するものとする。

(14) 添付資料の作成

受注者は整備箇所、更新箇所及び搬出範囲を示した測量図面及び(13)において作成する整備計画書の添付資料となる図面（整備箇所を図示した森林計画図等）を作成する。

(15) 成果物とりまとめ

- ① 受注者は本事業で整備する各種データ等を納品用の成果物として、整理及びとりまとめるものとする。
- ② 受注者は(4)において作成する協定書、(13)において作成する整備計画書（Excel 形式）及び(14)において作成する図面等を納品するものとする。

2. 受注者は、GNSS測位機器による測量を行う場合、混交林誘導整備事業におけるGNSS測位機器使用要領（令和4年7月1日制定。）を遵守する。